

会計学

取得原価主義応用

借入資本利子についてのコメント

借入資本利子の取得原価算入に関する論点であるが、過去問を探ってみるとわかるように通常、会計処理、勘定科目などもあわせて出題される。

現行の試験委員のように、会計処理面も設問にさせる場合には非常に出題可能性が高い。

ですから、通常の財務取引である借入資本利子を取得原価に算入させるべきかどうかを問う出題に関しては、回答パターンを整理しておきましょう。

問題パターンは、購入か自家建設か混同するような事例問題が出題される。

(1) 借入資本利子は取得原価に算入しないのが原則である。ただ、例外的に、有形固定資産を自家建設した場合に、借入資本利子を取得原価に算入できるケースがある。設問の内容が有形固定資産の購入と考えられるならば、利息の原価算入は認められない。

(2) 有形固定資産の自家建設の場合と判断されるので、利息の原価算入が認められる可能性がある。連続意見書によれば、当該資産の建設に要する借入金で、かつ稼働前の期間に属する利息分については、これを原価算入することが認められている。この考えでは、借入金の利子が原価に算入され、減価償却費という費用配分の手続きによって、獲得されるであろう収益と対応させて費用化するのが理論的である。